

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適正性を確保していくことを経営の重要課題と認識し、以下の経営組織および体制を構築しています。

経営体制

取締役会

2011年7月現在、取締役6名で構成されています。
取締役会は、企業の信頼の維持・向上を重視し、迅速な意思決定と適切なモニタリングを実施しています。

監査役会

2011年7月現在、監査役3名で構成されています。
各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。

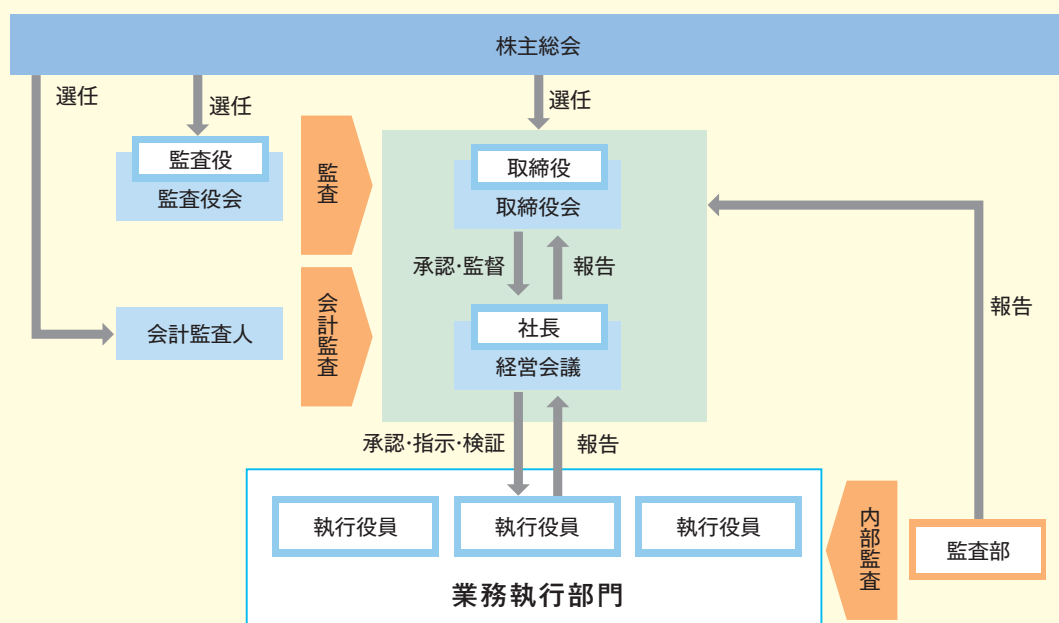
監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役に報告しています。

このほか、監査役による監査も行われています。

社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「あらた監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。
- ・ 監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを内部監査部門・会計監査人と連携・協力のうえ、監視し検証する。
- ・ 取締役会は、ソニーフィナンシャルホールディングスグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る情報を社内規定等に従い適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理規程等を定め、会社の損失の危険を管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる態勢を構築する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- ・ 内部監査部門は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し検証する。

6. 当該株式会社およびその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、保険業法に基づく損害保険会社として、経営管理を行い、業務の適正を確保する。
- ・ 当社の監査役は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使して調査等を行う。
- ・ 親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について調査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
- ・ 当社は、必要に応じて、親会社に当社の経営情報を提供し、また、親会社内部監査部門との連携も行う。
- ・ 当社は、社内通報制度を設け、当社の役員・社員は、親会社および当社の窓口へ直接通報することができる。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、当該社員の任命を行う。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ・ 取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。